

サンフィールド・インターネット契約約款 対照表

変更前	変更後
<p>第 29 条（利用の停止）</p> <p>当社は、お客様が次のいずれかの該当する場合は、3 ヶ月以内で当社が定める期間、サンフィールド・インターネットサービスの利用を停止することがあります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. サンフィールド・インターネットサービス料金等について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。 2. 第 12 条第 2 項、第 13 条、第 15 条、第 16 条の規定に違反したとき。 3. 第 14 条、第 15 条の規定に違反して、当社の検査を受けることを拒んだとき。またはその検査の結果発見された不適切な事項を是正しなかったとき。 4. 違法に、または明らかに公序良俗に反する態様においてサンフィールド・インターネットサービスを使用したとき。 5. 当社が提供するサービスを直接または間接に利用する者の当該利用に対し重大な支障を与える態様においてサンフィールド・インターネットサービスを使用したとき。 6. 当社が承認したクレジットカード会社の発行する会員保有のクレジットカードの利用が停止させられたとき。 7. 第 11 条に規定する住所変更等の申請を怠り、お客様との連絡が 2 ヶ月以上とれないとき。 8. 当社の業務または営業を妨害しているものと当社が判断したとき。 <p>2. 当社は、前項の規定によりサンフィールド・インターネットサービスの利用停止をするときは、その理由、利用停止をする日および期間をあらかじめお客様にお知らせします。</p>	<p>第 29 条（利用の停止）</p> <p>当社は、お客様が次のいずれかに該当することが判明した場合は、何らの責任を負うこともなく直ちにサンフィールド・インターネットサービスの全部または一部の利用を停止することができるものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 銀行引落取引においてサンフィールド・インターネットサービス料金等の引落しができなかったとき。 2. クレジットカード取引においてサンフィールド・インターネットサービス料金等の決済ができなかったとき。 3. 銀行振込取引において支払期日を経過しても当社指定口座へのサンフィールド・インターネットサービス料金等の入金がなかったとき。 4. 第 12 条第 2 項、第 13 条、第 16 条の規定に違反したとき。 5. 第 14 条の規定に違反して、当社の検査を受けることを拒んだとき。またはその検査の結果発見された不適切な事項を是正しなかったとき。 6. 第 15 条に規定する注意喚起または是正に応じなかったとき。 7. 違法に、または明らかに公序良俗に反する態様においてサンフィールド・インターネットサービスを使用したとき。 8. 当社が提供するサービスを直接または間接に利用する者の当該利用に対し重大な支障を与える態様においてサンフィールド・インターネットサービスを使用したとき。 9. サンフィールド・インターネットサービス料金等の支払方法として指定選択しているクレジットカードの利用が停止されているとき。 10. 第 11 条に規定する住所変更等の申請を怠り、お客様との連絡が 1 ヶ月以上とれないとき。 11. 当社の業務または営業を妨害しているものと当社が判断したとき。 <p>2. 当社は、前項の規定によりサンフィールド・インターネットサービスを利用停止したときは、利用停止後にその理由、利用停止期間をお客様に通知するものとし、事前の通知は要さないものとします。</p>
<p>第 30 条（当社が行う利用契約の解約）</p> <p>当社は、お客様が第 29 条の事由を解消しない場合、もしくは解消する見込みが無いと判断したときその利用契約を予告なしに解約することがあります。</p> <p>2. 当社は、お客様において手形の不渡りまたは破産申し立て等の理由により債務の履行が困難になったときは、第 29 条および前項の規定にかかわらず利用の停止をしないでその利用契約を解消することがあります。</p>	<p>第 30 条（当社による利用契約の解除）</p> <p>当社は、お客様が次のいずれかに該当した場合は、何らの責任を負うこともなく直ちに利用契約を解除することができるものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 前条第 1 項第 1 号乃至第 3 号の事由が発生し、当社がお客様へ前条第 2 項の通知を行ったにもかかわらず、利用停止期間内に、なおサンフィールド・インターネット料金等が支払われないとき。 2. 前条第 1 項第 4 号乃至第 11 号の事由が発生し、当社がお客様へ前条第 2 項の通知を行ったにもかかわらず、利用停止期間内に、なお当該事由が解消されないとき。 3. 手形の不渡りまたは破産申し立て等の理由により債務の履行が困難になったとき。 <p>2. 当社は、前項の規定によりサンフィールド・インターネットサービスを解除したときは、解除後にその理由、解除日をお客様に通知するものとし、事前の通知は要さないものとします。</p>

以上